

第 3 2 回 総 会 議 事 録

総会開会時刻 令和 5 年 2 月 28 日（火曜日）午後 1 時 30 分

総会開会場所 市役所 4 階 大会議室

（農業委員の出席）

| | | | |
|------------|------------|------------|-------------|
| 1 番 一柳 泰徳 | 2 番 竹内 信行 | 3 番 錦野 伸策 | 4 番 谷崎 徹 |
| 5 番 金西 章 | 6 番 栗本 謙二 | 9 番 谷崎 賢二 | 10 番 矢野 伸二 |
| 11 番 江崎 恵子 | 12 番 増井 道宏 | 13 番 服部 雅基 | 14 番 川瀬 益栄 |
| 15 番 船越 康博 | 16 番 關 藤子 | 17 番 森 博之 | 18 番 高井 トミエ |
| 19 番 青木 正廣 | | | |

（農業委員の欠席者）

7 番 廣田 由美 8 番 豊田 泉朱

（農地利用最適化推進委員の出席）

| | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 1 区 庄野 博美 | 2 区 柳川 昌弘 | 3 区 島田 正明 | 3 区 松下 傳 |
| 4 区 石原 美史 | 5 区 宮田 芳和 | 6 区 庄野 敏彦 | 6 区 橋本 春男 |
| 7 区 小松 晃 | 7 区 徳山 守 | 9 区 岡崎 勢一 | 9 区 吉積 幸二 |
| 10 区 宮城 仁 | 10 区 里村 雅博 | | |

（農地利用最適化推進委員の欠席者）

5 区 辻 義徳 8 区 内多 泰美

（出席者）

局 長 横山 篤 書 記 吉田 浩章

議 案

議案第 1 号「農用地利用集積計画案審議について」

議案第 2 号「農地移動適正化斡旋について」

議案外

報告第 1 号「農地法第 18 号第 6 項の規定による通知について」

総会開始 午後 1 時 30 分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第 32 回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、5 番、金西 章 委員、15 番、舩越 康博 委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、7 番、廣田 由美 委員、8 番、豊田 泉朱 委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第 1 号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（書記）

議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 1 号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は 24 件、43 筆です。

【議案朗読省略】

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

3 ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第 1 号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第 1 号については可決と認めます。

以上で議案第 1 号を終了いたします。

引き続き、議案第 2 号「農地移動適正化斡旋について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（書記）

議案書の 7 ページをお開きください。

議案第2号「農地移動適正化斡旋について」、申請件数は1件、13筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番から13番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（書記）

整理番号1から13番について説明いたします。

本申出の土地につきましては、売買希望での申し出になっております。

あっせんに係る申出書一式並びに現地確認を行いました。全て完備しておりました。

所在地については、8ページから10ページの別紙①から別紙③にそれぞれの整理番号の所在地を記載しておりますので、ご確認ください。

なお、農地移動適正化斡旋については、小松島市農地移動適正化あっせん基準により、農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員を1名以上指名することとなっております。

あっせんの手順といたしましては、あっせん委員を本日の総会で指名していただき、あっせん委員となった方には農地の受け手を探していただくこととなります。

ただ、だれでもが農地の受け手になれるのかということではなく、あっせん基準に定められた方になります。この、あっせん基準に定められた方、いわゆる「あっせん候補者」とは、本市においては耕作面積が1ヘクタール以上の方、60歳未満の方などがあげられます。

あっせん候補者については、候補者リストを後日、事務局からあっせん委員となられた方にお渡しする予定でございますので、その候補者リストをもとにあっせんにあたっていただければと思います。

また、昨今はあっせん候補者にあたっていただいてもあっせんがうまく進まないのが現状ではございます。あっせんの見込みがない場合は、あっせん委員よりあっせんてんまつ書をご提出いただき、委員会においてあっせんを打ち切ることもあることを申し添えさせていただきます。

この度の申請につきましては、近隣農地ではございますが、筆数も多いことから、あっせん委員2名で当たっていただければと考えております。

それでは、本市あっせん基準によりあっせんを行いたいと思いますので、あっせん委員2名のご指名をお願いいたします。

議長（青木会長）

それではあっせん委員を私の方から指名いたします。

整理番号1番から13番については、岡崎推進委員と吉積推進委員のお二人をあっせん委員に指名いたします。

ご異議ございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番から13番については岡崎推進委員と吉積推進委員のお二人をあっせん委員に決定させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（書記）

議案書の11ページをお開きください。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数は3件、12筆です。

【議案朗読省略】

貸人、借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の記名押印がされ、提出されております。

議長

ただいま、事務局より議案外1件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

総会終了 午後1時40分

議事録署名委員

5番 金西 章 委員

15番 船越 康博 委員